

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節～第4節 略	第1節～第4節 略
<u>第5節 自動車取得税（第44条 第46条の14）</u>	<u>第5節 削除</u>
<u>第5節の2 軽油引取税（第47条 第49条の2）</u>	
第6節及び第7節 略	第6節及び第7節 略
第3章 目的税	第3章 目的税
<u>第1節及び第2節 削除</u>	<u>第1節 自動車取得税（第52条 第53条の12）</u>
第3節及び第4節 略	<u>第2節 軽油引取税（第54条 第58条）</u>
附則	第3節及び第4節 略
	附則
（徴収猶予の手続）	（徴収猶予の手続）
第13条 略	第13条 略
2 略	2 略
3 法第15条第4項（ <u>法第144条の29第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予又は期間延長の承認の通知は、第11号様式による承認通知書で、不承認の通知は第11号様式の2による不承	3 法第15条第4項（ <u>法第700条の21第2項</u> において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予又は期間延長の承認の通知は、第11号様式による承認通知書で、不承認の通知は第11号様式の2による不承

認通知書でしなければならない。

- 4 法第15条の3第3項（法第144条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予の取消しの通知は、第11号様式の3による通知書でなければならない。

（納付又は納入委託に使用できる証券）

第14条 法第16条の2第1項前段（法第144条の29第2項において準用する場合を含む。）の知事が定める有価証券は、次に掲げる小切手、約束手形又は為替手形で、その券面金額が納付又は納入の目的である徴収金の合計額を超えない額のものとする。

（1）～（3）略

（法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知書）

第35条の3 略

（法人の県民税均等割の課税免除の手續）

第35条の4 新たに条例第41条の2第1項の規定による法人の県民税の均等割の課税免除を受けようとする認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。）は、納期限までに、第53号様式の4による申請書を所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）市町村長の認可決定通知書の写し又は認可に係る告示事項証明書

（2）規約

（3）事業報告書及び収支計算書（当該法人の行うすべての事業の前事業年度に係るものに限る。以下同じ。）

（4）前2号に掲げるもののほか、収益事業を行わないことを証する書面

3 所長は、第1項の申請書を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、均等割を課し、又は課さないことの決定をし、遅滞なく、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 所長は、法人の県民税の均等割を課さないことの決定をした認可地縁団体のうち、当該課税免除の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該決定を受けたものについては、直ちに当該決定

認通知書でなければならない。

- 4 法第15条の3第3項（法第700条の21第2項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予の取消しの通知は、第11号様式の3による通知書でなければならない。

（納付又は納入委託に使用できる証券）

第14条 法第16条の2第1項前段（法第700条の21第2項において準用する場合を含む。）の規定による知事が定める有価証券は、次に掲げる小切手、約束手形又は為替手形で、その券面金額が納付又は納入の目的である徴収金の合計額をこえない額のものとする。

（1）～（3）略

（法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知書）

第35条の3 略

を取り消し、当該認可地縁団体に対してその旨を通知しなければならない。

(法人の県民税均等割の減免の手続)

第35条の5 条例第41条の3第1項の規則で定める法人は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(2) 法第52条第2項第3号に規定する公共法人等(認可地縁団体並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人を除く。以下同じ。)で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア その出資金額又は拠出された金額の3分の2以上が国又は地方公共団体により出資又は拠出をされており、かつ、その業務運営に要した経費の額の2分の1以上が国又は地方公共団体から委託費、助成金、寄附金その他これに類するものにより支弁されていること。

イ 法第25条第1項第2号に掲げる法人が行う事業に相当する事業を主たる事業として行うものであること。

ウ 更生保護事業(更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第1項に規定する更生保護事業をいう。)、慈善事業その他社会奉仕の性格が顕著な事業を主として行うものであること。

エ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき学校(専修学校及び各種学校を含む。)の教育課程として行われる教育活動の振興に寄与する事業を主として行うものであること。

オ 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育の振興に寄与する事業を主として行うものであること。

2 条例第41条の3第1項の規定による法人の県民税の均等割の減免を受けようとする者は、納期限までに、第53号様式の5による申請書を所長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、減免を受けた事業年度以降においては、イに掲げる書類(第1項第2号アに掲げる要件に該当する法人に限る。)を除き、添付を要しない。

ア 定款又は寄附行為

イ 事業報告書及び決算書

ウ 登記事項証明書その他法人の設立を証する書面
エ 出資又は拠出の事実を証する書面（第1項第2号アに掲げる要件に該当する法人に限る。）

オ その他減免の要件に該当することを証する書面

4 所長は、第2項の申請書を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者にその旨を通知しなければならない。

5 所長は、法人の県民税の均等割の減免の承認をした法人のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、当該法人に対してその旨を通知しなければならない。

（利子割に係る更正及び決定に関する通知書）

第35条の6 条例第52条の規則で定める通知書は、第53号様式の6のとおりとする。

（配当割に係る更正及び決定に関する通知書）

第35条の7 条例第53条の8の規則で定める通知書は、第53号様式の7のとおりとする。

（株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知書）

第35条の8 条例第53条の16の規則で定める通知書は、第53号様式の8のとおりとする。

（更正及び決定に関する通知書）

第43条 略

第5節 自動車取得税

（納税済印）

第44条 条例第134条の16の規則で定める納税済印は、第62号様式のとおりとする。

（更正、決定等に関する通知書）

第45条 条例第134条の20の規則で定める通知書は、第62号様式の2のとおりとする。

（自動車取得税の課税免除の手續）

（利子割に係る更正及び決定に関する通知書）

第35条の4 条例第52条に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の4のとおりとする。

（配当割に係る更正及び決定に関する通知書）

第35条の5 条例第53条の8に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の5のとおりとする。

（株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知書）

第35条の6 条例第53条の16に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の6のとおりとする。

（更正及び決定に関する通知書）

第43条 略

第5節 削除

第44条から第49条まで 削除

第46条 条例第134条の6第3号から第5号までの規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限（東部総合事務所長が特に認める場合にあつては、当該申告書を提出する日から1月以内）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同項の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第134条の6第3号及び第4号に係るもの	第62号様式の3	ア 運転計画表（第62号様式の4） イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類
(2) 条例第134条の6第5号に係るもの	第62号様式の5	ア 自動車検査証の写し イ 特定非営利活動法人の設立の認証書の写し ウ 特定非営利活動法人の設立に係る登記事項証明書 エ 自動車を無償で譲り受けたことを証する書類 オ 自動車の使用目的を証する書類 カ 自動車の写真

（自動車取得税の課税免除の承認）

第46条の2 東部総合事務所長は、前条第1項の課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第62号様式の6による通知書により通知しなければならない。

（自動車取得税の課税免除の取消し）

第46条の3 東部総合事務所長は、自動車取得税の課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請によ

り当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税額的全額を賦課徴収する。

(自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第46条の4 条例第134条の7第1号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別	
		当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害		1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障害		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
肢体 不自 由	上肢	1級及び2級(右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。)	1級及び2級(右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。)
	下肢	1級から6級までの各級	1級から6級までの各級

		(右下肢 7 級 かつ左下肢 7 級を含む。)	(右下肢 7 級 かつ左下肢 7 級を含む。)
体幹		1 級から 3 級 までの各級及 び 5 級	1 級から 3 級 までの各級及 び 5 級
乳幼 児期 以前 の非 進行 性脳 病変 によ る運 動機 能障 害	上肢 機能 移動 機能	1 級及び 2 級	1 級及び 2 級
		1 級から 6 級 までの各級	1 級から 3 級 までの各級
心臓機能障害		1 級、 3 級及 び 4 級	1 級、 3 級及 び 4 級
じん臓機能障害		1 級、 3 級及 び 4 級	1 級、 3 級及 び 4 級
呼吸器機能障害		1 級、 3 級及 び 4 級	1 級、 3 級及 び 4 級
ぼうこう又は直 腸の機能障害		1 級、 3 級及 び 4 級	1 級、 3 級及 び 4 級
小腸の機能障害		1 級、 3 級及 び 4 級	1 級、 3 級及 び 4 級
ヒト免疫不全ウ イルスによる免疫 機能障害		1 級から 3 級 までの各級	1 級から 3 級 までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法 (昭和 38 年法律第 168 号) 第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度 (恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) 別表第 1 号表ノ 2 に定める重度障害の程度又は同法別表第 1 号表ノ 3 に定める障害の程度をいう。) に該当する障害を有するもの

障害の区 分	重度障害の程度又は障害の程度	
	当該身体障害者等 が運転する場合	当該身体障害者等 が運転する場合以 外の場合
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	特別項症から第 4 項症までの各項症

聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
肢体不自由	上肢	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
	体幹	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の欄にAと表示されているもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

者のうち、当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者であって、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けているもの

（自動車取得税の減免に係る生計を一にする者の範囲）

第46条の5 条例第134条の7第1号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者は、当該身体障害者等と日常生活の収入及び支出を共同に計算している者とする。この場合において、必ずしも住居を一にしているかどうかは問わないものとする。

（自動車取得税の減免に係る常時介護者の範囲）

第46条の6 条例第134条の7第1号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、1年以上の間に、継続して週3日程度以上、当該身体障害者等のために自動車の運転を行っている者（当該身体障害者等のために自動車の運転を行う見込みのある者を含む。）とする。

（自動車取得税の減免に係る用途の制限）

第46条の7 条例第134条の7第1号イ又はウに規定する自動車は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限るものとする。

（自動車取得税の減免に係る台数の制限）

第46条の8 条例第137条第4号の規定による自動車税の課税免除を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、条例第134条の7第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。

（自動車取得税の減免に係る構造上身体障害者等の利用に供するための自動車の範囲）

第46条の9 条例第134条の7第2号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別

の仕様により製造された自動車、これらに相当する構造の変更が行われた自動車及び身体障害者等の利用に供する超低床型バスとする。

(自動車取得税の減免に係る専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものの範囲)

第46条の10 条例第134条の7第3号に規定する自動車は、専ら身体障害者等が運転するために運転装置又は制御装置を装着する自動車その他専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車で、タクシー等の用途に供される営業用自動車とする。

(自動車取得税の減免の手続)

第46条の11 条例第134条の7の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、条例第134条の14第1項に規定する申告書の提出期限(東部総合事務所長が特に認める場合にあつては、当該申告書を提出する日から1月以内)までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「減免申請書等」という。)を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同項の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第134条の7第1号アに係るもの	第62号様式の8その1	ア 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条第1項の移転登録をいう。以

		<p>下同じ。)又は抹消登録(同法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。)を証する書類</p>
<p>(2) 条例第134条の7第1号イ及びウに係るもの</p>	<p>第62号様式の8その2</p>	<p>ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>イ 身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの(以下「生計同一者運転分」という。)にあっては、福祉事務所の長(福祉事務所を設置しない町村にあっては当該町村の長。以下「福祉事務所等の長」という。)が発行する生計同一証明書(第62号様式の9)</p> <p>ウ 第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し</p> <p>エ 身体障害者等を常時介護する者が運転するものにあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第62号様式の9)</p> <p>オ 通学を目的とする場合にあつては学校の長が発行する自家用車通学証明書、通院を目的とする場合にあつては医師が発行する通院証明書、通所を目的とする場合にあつては施設等の長が発行する通所証明書、生業を目的とする場合にあつては源泉徴収票又は市町村長</p>

		<p>が発行する所得証明書 その他の生業の事実を 証明する書類（使用目 的が通学、通院又は通 所の場合にあっては、 その回数の証明のある ものに限る。以下これ らを「自動車の用途を 証する書類」とい う。）</p> <p>カ 運転免許証の写し キ 自動車検査証の写し ク 既に自動車税又は軽 自動車税の課税免除又 は減免を受けている場 合は当該課税免除又は 減免に係る車両の移転 登録又は抹消登録を証 する書類</p>
(3) 条例 第134条 の7第2 号及び第 3号に係 るもの	第62号様式 の10	<p>ア 特別の仕様により製 造された自動車の価額 を証する書類又は構造 変更後の自動車の価額 を証する書類</p> <p>イ 自動車検査証の写し ウ 特別の仕様による製 造又は構造変更の事実 を証する写真</p>
<p><u>(自動車取得税の減免の承認)</u></p> <p>第46条の12 東部総合事務所長は、前条第1項の減免 申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調 査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申 請者に第62号様式の6による通知書により通知しな ければならない。</p>		
<p><u>(構造の変更に要した金額)</u></p> <p>第46条の13 条例第134条の8第3号の構造の変更に 要した金額は、当該自動車の取得価格のうち、車い すの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障 害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の 運転のための特別の仕様又は構造の変更に要した金 額とする。</p>		
<p><u>(自動車取得税の減免の取消し)</u></p>		

第46条の14 東部総合事務所長は、自動車取得税の減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

第5節の2 軽油引取税

(免税軽油に係る承認書等)

第47条 条例第134条の36第2項の規則で定める承認書は、第63号様式のとおりとする。

2 条例第134条の36第3項の規則で定める申請書は、第63号様式の2のとおりとする。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限)

第48条 条例第134条の37の規則で定める特別な事情があると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 交付を受けた免税証の数量を当該免税証の有効期間の月数(有効期間に1月に満たない期間が生じるときは、その期間を1月として計算する。)で除した数量が2,000リットル以下となる者

(2) 国又は地方公共団体の機関の長及びこれらに準ずる者

(3) 免税軽油の使用に係る業務の特殊性等により毎月報告することが困難であると認められる者

2 条例第134条の37の規則で定める期限は、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 新たな免税証の交付申請の日の属する月の前月の末日までの期間に係る報告書 当該交付申請の日

(2) 免税証の有効期間の末日から2月を経過する日の属する月の末日までの期間に係る報告書(前号に掲げるものを除く。) 当該免税証の有効期間の末日から3月を経過する日の属する月の末日

(3) 免税証の有効期間の末日から2月を経過する日の属する月後の各月の初日から末日までの期間に係る報告書(第1号に掲げるものを除く。) その月の翌月の末日

(還付申請書)

第49条 条例第134条の40第2項の規則で定める還付申請書は、第63号様式の2のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第49条の2 条例第134条の42の規則で定める通知書は、第61号様式のとおりとする。

第6節 自動車税

(証明書の交付)

第50条 所長は、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって自動車の所有者が現に当該自動車に係る自動車税を滞納していないこと、条例第8条の規定により自動車税の減免を受けたこと、法第146条第1項若しくは条例第136条若しくは第137条の規定により自動車税を課税しないこととされていること又は滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を申請したときは、第64号様式による証明書を交付しなければならない。

2～5 略

(自動車税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第50条の3 条例第137条第4号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、同号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、第46条の4から第46条の6までに規定するとおりとする。

第6節 自動車税

(証明書の交付)

第50条 所長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2第1項の規定によって自動車の所有者が現に当該自動車に係る自動車税を滞納していないこと、条例第8条の規定により自動車税の減免を受けたこと、法第146条第1項若しくは条例第136条若しくは第137条の規定により自動車税を課税しないこととされていること又は滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を申請したときは、第64号様式による証明書を交付しなければならない。

2～5 略

(自動車税の課税免除に係る身体障害者等の範囲)

第50条の3 条例第137条第4号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別をいう。)に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別	
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
視覚障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級

平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
肢体 不自 由	上肢	1級及び2級（右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。）	1級及び2級（右上肢3級かつ左上肢3級、右上肢3級かつ左上肢4級及び右上肢4級かつ左上肢3級を含む。）
	下肢	1級から6級までの各級（右下肢7級かつ左下肢7級を含む。）	1級から6級までの各級（右下肢7級かつ左下肢7級を含む。）
	体幹	1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼 児期 以前 の非 進行 性脳 病変 によ る運 動機 能障 害	上肢 機能	1級及び2級	1級及び2級
	移動 機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
心臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
じん臓機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級
小腸の機能障害		1級、3級及び4級	1級、3級及び4級

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
---------------------	-------------	-------------

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度(恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3に定める障害の程度をいう。)に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度		
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合	
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症	
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症	
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症	
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)		
肢体不自由	上肢	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症
	体幹	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症	
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症	
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症	
ぼうこう	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症	

又は直腸の機能障害	項症までの各項症	項症までの各項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者のうち、当該手帳の障害の程度の欄にAと表示されているもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者であって、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けているもの

（自動車税の課税免除に係る生計を一にする者の範囲）

第50条の4 条例第137条第4号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者は、当該身体障害者等と日常生活の収入及び支出を共同に計算している者とする。この場合において、必ずしも同居を一にしているかどうかは問わないものとする。

（自動車税の課税免除に係る常時介護者の範囲）

第50条の5 条例第137条第4号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、1年以上の間に、継続して週3日程度以上、当該身体障害者等のために自動車の運転を行っている者（当該身体障害者等のために自動車の運転を行う見込みのある者を含む。）とする。

第50条の4及び第50条の5 削除

（自動車税の課税免除の手続）

第50条の10 略

（自動車税の課税免除の手続）

第50条の10 略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第137条第4号アに係るもの((1)に掲げるものを除く。)	第62号様式の8その1	ア～ウ 略 エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(3) 条例第137条第4号イ及びウに係るもの(継続課税免除の場合に限る。)	第64号様式の5その2	ア 生計同一者運転分にあつては、住民票又は保険証の写し等生計を一にすることを証する書類(身体障害者等と運転する者が同一の世帯に属さない場合又は運転する者を変更した場合にあつては、 <u>福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書</u>)(第62号様式の9) イ <u>第46条の4第4号</u> に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
略		
(2) 条例第137条第4号アに係るもの((1)に掲げるものを除く。)	第64号様式の6その1	ア～ウ 略 エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録(道路運送車両法第13条第1項の移転登録をいう。以下同じ。) <u>又は抹消登録(同法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。)</u> を証する書類
(3) 条例第137条第4号イ及びウに係るもの(継続課税免除の場合に限る。)	第64号様式の5その2	ア <u>身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの(以下「生計同一者運転分」という。)</u> にあつては、住民票又は保険証の写し等生計を一にすることを証する書類(身体障害者等と運転する者が同一の世帯に属さない場合又は運転する者を変更した場合にあつては、 <u>福祉事務所等の長(福祉事務所を設置しない町村にあつては当該町村の長。以下「福祉事務所等の長」という。)</u> が発行する生計同一証明書(第64号様式の7) イ <u>第50条の3第4号</u> に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し

		<p>ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するものについては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第62号様式の9）</p> <p>エ 自動車の用途を証する書類（第46条の4第4号に該当する者については、生計同一証明書又は常時介護証明書を提出する場合は、提出を要しない。）</p>			<p>ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するものについては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第64号様式の7）</p> <p>エ 通学を目的とする場合にあっては学校の長が発行する自家用車通学証明書、通院を目的とする場合にあっては医師が発行する通院証明書、通所を目的とする場合にあっては施設等の長が発行する通所証明書、生業を目的とする場合にあっては源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書その他の生業の事実を証明する書類（以下これらを「自動車の用途を証する書類」という。）（第50条の3第4号に該当する者については、生計同一証明書又は常時介護証明書を提出する場合は、提出を要しない。）</p>
		オ 略			オ 略
(4) 条例第137条第4号イ及びウに係るもの（(3)に掲げるものを除く。）	第62号様式の8その2	<p>ア 略</p> <p>イ 第46条の4第4号に該当する者については、自立支援医療受給者証の写し</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書（第62号様式の9）</p>	(4) 条例第137条第4号イ及びウに係るもの（(3)に掲げるものを除く。）	第64号様式の6その2	<p>ア 略</p> <p>イ 第50条の3第4号に該当する者については、自立支援医療受給者証の写し</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書（第64号様式の7）</p>
		オ～キ 略			オ～キ 略
(5) 条例第137条第5号に係るもの	第62号様式の10	略	(5) 条例第137条第5号に係るもの	第64号様式の8	略

(6) 条例第137条第6号から第11号までに係るもの	第62号様式の3	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第62号様式の4） イ及びウ 略
略		

(自動車税の課税免除の承認)

第50条の11 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
略	
(2) 前条第2項の表第2号及び第4号に係るもの	第64号様式の12その1又は第62号様式の6
(3) 前条第2項の表第5号及び第6号に係るもの	第64号様式の12その1、第62号様式の6又は第64号様式の12その4
略	

(自動車税の課税免除の取消し)

第50条の13 所長は、第50条の11の規定により課税免除の承認をした自動車のうち、当該課税免除の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 略

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(3) 条例第137条の2第3号に係る	第62号様式の3	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第62号様式の4）

(6) 条例第137条第6号から第11号までに係るもの	第64号様式の9	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第64号様式の10） イ及びウ 略
略		

(自動車税の課税免除の承認)

第50条の11 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
略	
(2) 前条第2項の表第2号及び4号に係るもの	第64号様式の12その1又は第64号様式の12その2
(3) 前条第2項の表第5号及び第6号に係るもの	第64号様式の12その1、第64号様式の12その2又は第64号様式の12その4
略	

(自動車税の課税免除の取消し)

第50条の13 所長は、第50条の11の規定により課税免除の承認をした自動車のうち、当該課税免除の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

2 略

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
略		
(3) 条例第137条の2第3号に係る	第64号様式の9	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第64号様式の10）

もの	イ及びウ 略
----	--------

(自動車税の減免の取消し)

第50条の19 所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1号に係るものにあつては第64号様式の17、同条第2号及び第3号に係るものにあつては第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 略

もの	イ及びウ 略
----	--------

(自動車税の減免の取消し)

第50条の19 所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1号に係るものにあつては第64号様式の17、同条第2号及び第3号に係るものにあつては第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

2 略

第1節 自動車取得税

(納税済印)

第52条 条例第180条に規定する規則で定める納税済印は、第66号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第53条 条例第184条に規定する規則で定める通知書は、第67号様式のとおりとする。

(自動車取得税の課税免除の手續)

第53条の2 条例第171条第3号から第5号までの規定により自動車取得税の課税免除を受けようとする者は、第50条の9第1項の表第2号の提出期限までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「課税免除申請書等」という。)を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同号の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第171条第3号及び第4号に係るもの	第64号様式の9	ア 運転計画表(第64号様式の10) イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類

(2) 条 例第171 条第5 号に係 るもの	第67号様式	ア 自動車検査証の写し
	の2	イ 特定非営利活動法人の 設立の認証書の写し
		ウ 特定非営利活動法人の 設立に係る登記事項証明 書
		エ 自動車は無償で譲り受 けたことを証する書類
		オ 自動車の使用目的を証 する書類
		カ 自動車の写真

(自動車取得税の課税免除の承認)

第53条の3 東部総合事務所長は、前条第1項の規定による課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の12その2による通知書により通知しなければならない。

(自動車取得税の課税免除の取消し)

第53条の4 東部総合事務所長は、前条の規定により課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税額の全額を賦課徴収する。

(自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第53条の5 条例第172条第1号の身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)、同号イの身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウの身体障害者等を常時介護する者は、第50条の3から第50条の5までに規定するとおりとする。

(自動車取得税の減免に係る台数の制限)

第53条の6 条例第137条第4号の規定による自動車税の課税免除を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、条例第172条第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。

(自動車取得税の減免に係る構造上身体障害者等の利用に供するための自動車の範囲)

第53条の7 条例第172条第2号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車、これらに相当する構造の変更が行われた自動車及び身体障害者等の利用に供する超低床型バスとする。

(自動車取得税の減免に係る専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものの範囲)

第53条の8 条例第172条第3号に規定する自動車は、専ら身体障害者等が運転するために運転装置又は制御装置を装着する自動車その他専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車で、タクシー等の用途に供される営業用自動車とする。

(自動車取得税の減免の手続)

第53条の9 条例第172条の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第50条の10第1項の表第2号の提出期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「減免申請書等」という。)を東部総合事務所長に提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同号の提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第172条第1号アに係るもの	第64号様式の6その1	ア 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類

<p>(2) 条例第172条第1項イ及びウに係るもの</p>	<p>第64号様式の6その2</p>	<p>ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ 第50条の3第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し ウ 運転免許証の写し エ 福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書（第64号様式の7） オ 自動車の用途を証する書類（使用目的が通学、通院又は通所の場合にあつては、その回数の証明のあるもの） カ 自動車検査証の写し キ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p>
<p>(3) 条例第172条第2号及び第3号に係るもの</p>	<p>第64号様式の8</p>	<p>ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類 イ 自動車検査証の写し ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真</p>

(自動車取得税の減免の承認)

第53条の10 東部総合事務所長は、前条第1項の規定による減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の12その2による通知書により通知しなければならない。

(構造の変更に要した金額)

第53条の11 条例第172条の2第3号の構造の変更に要した金額は、当該自動車の取得価格のうち、車い

すの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の運転のための特別の仕様又は構造の変更に要した金額とする。

(自動車取得税の減免の取消し)

第53条の12 東部総合事務所長は、第53条の10の規定により減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の13による通知書により通知しなければならない。

2 東部総合事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額の全額を賦課徴収する。

第2節 軽油引取税

(免税軽油に係る承認書等)

第54条 条例第199条第2項に規定する規則で定める承認書は、第70号様式のとおりとする。

2 条例第199条第3項に規定する規則で定める申請書は、第71号様式のとおりとする。

第55条 削除

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限)

第56条 条例第200条に規定する特別な事情があると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 交付を受けた免税証の数量を当該免税証の有効期間の月数(有効期間に1月に満たない期間が生じるときは、その期間を1月として計算する。)で除した数量が2,000リットル以下となる者

(2) 国又は地方公共団体の機関の長及びこれらに準ずる者

(3) 免税軽油の使用に係る業務の特殊性等により毎月報告することが困難であると認められる者

2 条例第200条に規定する規則で定める期限は、次のとおりとする。

(1) 新たな免税証の交付申請の日の属する月の前月の末日までの期間に係る報告書については、当該交付申請の日

(2) 免税証の有効期間の末日から2月を経過する日の属する月の末日までの期間に係る報告書(前

第1節及び第2節 削除

第52条から第58条まで 削除

様式目次

1 及び 2 略

3 県民税関係

第46号様式～第53号様式の3 略

第53号様式の4 法人県民税均等割課税免除申請書・
取消届

第53条様式の5 法人県民税均等割減免申請書・取消
届

第53号様式の6 略

第53号様式の7 略

第53号様式の8 略

4～6 略

7 ゴルフ場利用税関係

第58号様式～第61号様式 略

8 自動車取得税関係

第62号様式 納税済印

第62号様式の2 更正決定通知書（自動車取得税・加
算金）

第62号様式の3 自動車取得税・自動車税課税免除
（減免）申請書

第62号様式の4 運転実績（計画）表

第62号様式の5 自動車取得税課税免除申請書（特定
非営利活動法人）

第62号様式の6 自動車取得税・自動車税課税免除

号に掲げるものを除く。）については、当該免税
証の有効期間の末日から3月を経過する日の属す
る月の末日

（3） 免税証の有効期間の末日から2月を経過する
日の属する月後の各月の初日から末日までの期間
に係る報告書（第1号に掲げるものを除く。）に
ついては、その月の翌月の末日

（還付申請書）

第57条 条例第203条第2項に規定する規則で定める
還付申請書は、第71号様式のとおりとする。

（更正、決定等に関する通知書）

第58条 条例第205条に規定する規則で定める通知書
は、第61号様式のとおりとする。

様式目次

1 及び 2 略

3 県民税関係

第46号様式～第53号様式の3 略

第53号様式の4 略

第53号様式の5 略

第53号様式の6 略

4～6 略

7 ゴルフ場利用税関係

第58号様式～第61号様式 略

第62号様式及び第63号様式 削除

(減免)決定通知書
第62号様式の7 自動車取得税・自動車税課税免除
(減免)決定取消通知書
第62号様式の8 その1 自動車取得税減免・自動車税
課税免除申請書(身体障害者
等本人運転分)
その2 自動車取得税減免・自動車税
課税免除申請書(身体障害者
等生計同一者運転分・常時介
護者運転分)
第62号様式の9 自動車税等に係る生計同一・常時介
護証明書交付願
第62号様式の10 自動車取得税減免・自動車税課税免
除申請書(構造変更車)
9 軽油引取税関係
第63号様式 軽油引取税納入免除・還付承認書
第63号様式の2 軽油引取税納入免除・還付申請書
10 自動車税関係
第64号様式～第64号様式の5 その2 略

第64号様式の6 その1から第64号様式の10まで 削除
第64号様式の11 略
第64号様式の12その1 略

その2 削除
その3及びその4 略

第64号様式の13 削除
第64号様式の14から17まで 略
11 略

8 自動車税関係
第64号様式～第64号様式の5 その2 略
第64号様式の6 その1 自動車税課税免除・自動車取
得税減免申請書(身体障害者
等本人運転分)
その2 自動車税課税免除・自動車取
得税減免申請書(身体障害者
等生計同一者運転分・常時介
護者運転分)
第64号様式の7 自動車税等に係る生計同一・常時介
護証明書交付願
第64号様式の8 自動車税課税免除・自動車取得税減
免申請書(構造変更車)
第64号様式の9 自動車税・自動車取得税課税免除
(減免)申請書
第64号様式の10 運転実績(計画)表
第64号様式の11 略
第64号様式の12その1 略
その2 自動車税・自動車取得税課税
免除(減免)決定通知書
その3及びその4 略
第64号様式の13 自動車税・自動車取得税課税免除
(減免)決定取消通知書
第64号様式の14から17まで 略
9 略

第66号様式から第71号様式まで 12及び13 略	<u>10 自動車取得税関係</u> 第66号様式 納税済印 第67号様式 更正決定通知書（自動車取得税・加算金） 第67号様式の2 自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人）
	<u>11 軽油引取税関係</u> 第68号様式 削除 第69号様式 削除 第70号様式 軽油引取税納入免除・還付承認書 第71号様式 軽油引取税納入免除・還付申請書 12及び13 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第53号様式の3の次に次の2様式を加える。

第53号様式の4（第35条の4関係）

申請書		
法人県民税均等割課税免除		
取消届		
年 月 日	主たる事務所等の所在地 法人の名称 代表者職氏名 電話番号 鳥取県 部総合事務所長 様	
()		
免除を受けようとする場合	鳥取県税条例第41条の2第1項の規定による法人県民税均等割の課税免除を受けたいので、次のとおり申請します。	
	法人設立の日	
	課税免除開始時期	年 月 日から
	地方税法施行令第7条の4の収益事業（以下「収益事業」）の有無	有り 無し
免除の事	免除の事由が消滅したので鳥取県税条例第41条の2第3項の規定により申告します。	
	収益事業の有無	有り 無し

由 が 消 滅 し た 場 合	収益事業開始の日	年 月 日
	収益事業の種類	
添 付 書 類	認可決定通知書の写し又は認可に係る告示事項証明書 規約 事業報告書及び収支計算書 その他 ()	
備 考		

注 該当のない欄には斜線を引くこと。

第53号様式の5 (第35条の5 関係)

申請書 法人県民税均等割減免 変更(取消)届		
年 月 日 鳥取県 部総合事務所長 様	主たる事務所等 の 所 在 地	
	法 人 の 名 称	
	代 表 者 職 氏 名	
	電 話 番 号	()
減 免 の 申 請 を す る 場 合	鳥取県税条例第41条の3第1項の規定による法人県民税均等割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。	
均 等 割 額 の 算 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
減 免 申 請 額	円	
減免を受けよう とする理由		
減 免 の 事	減免の事由が消滅したので鳥取県税条例第41条の3第3項の規定により申告します。	


由 が 消 滅 し た 場 合	消滅の事由	
	消滅した日	年 月 日
添 付 書 類	公益社団法人・公益財団法人、公共法人等	特定非営利活動法人
	(1) 定款又は寄附行為 (2) 事業報告書 (3) 決算書 (4) 法人の登記事項証明書 (5) 出資又は拠出の事実を証明する書類 (6) その他()	(1) 定款 (2) 法人の設立認証書の写 (3) 事業報告書 (4) 法人の登記事項証明書 (5) その他()

注 該当のない欄には斜線を引くこと。

第53号様式の4中「第35条の4関係」を「第35条の6関係」に改め、同様式を第53号様式の6とする。
 第53号様式の5中「第35条の5関係」を「第35条の7関係」に改め、同様式を第53号様式の7とする。
 第53号様式の6中「第35条の6関係」を「第35条の8関係」に改め、同様式を第53号様式の8とする。
 第61号様式中「第49条の3、第58条関係」を「第49条の2関係」に改める。
 第62号様式及び第63号様式を次のように改める。

第62号様式（第44条関係）

第63号様式（第47条関係）

納入免除			
			
軽油引取税		承認書	
還 付			
免 税 軽 油 使 用 者	住 所	販 売 業 者	住 所
	氏名又は名称		氏名又は名称
免 税 証 に 記 載 さ れ た 軽 油 の 数 量		今 回 承 認 さ れ た 軽 油 の 数 量	
上記の免税軽油使用者は、地方税法第 条第 項の規定に該当する者であることを承認する。			

年 月 日

職 氏 名 印

第62号様式の次に次の10様式を加える。
 第62号様式の2（第45条関係）

自動車取得税
加算金 更正（決定）通知書

次のとおり更正（決定）したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書によって納付してください。

年 月 日

職 氏 名 印

市 町 郡 村 番地				
様	第 号			
区 分	課 税 標 準 等	税 率 等	税 額 等 ×	摘 要
更正（決定）額				
既申告（更正・決定）額				
差 引 不 足 額 -		/	(ア)	
過 少 申 告 加 算 金			(イ)	
不 申 告 加 算 金			(ウ)	
重 加 算 金			(エ)	
延 滞 金	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数 があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。） に対し、年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を 経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経 過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる 商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。） が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合で計算した金額 (オ)			
納 付 期 限	年 月 日			
納 付 場 所				
更正（決定）の根拠法令	地方税法第129条、第132条及び第133条			
更正（決定）の対象とな った自動車	(1) 普通4輪 (4) パ ス (2) 小型4輪 (5) 軽自動車 登録番号 (3) 3 輪 (車両番号)			
お知らせ この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してくださ				

い。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の3（第46条、第50条の10、第50条の16関係）

自動車取得税・自動車税課税免除（減免）申請書

納 税 義 務 者	区 分	所 有 者	使 用 者
	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び代表者の氏名		
申 請 自 動 車	登 録 番 号	定 置 場	
		市 町	郡 村
申 請 理 由			
自動車取得税	課税標準額	円	免除税額 円
自動車税	課税年度	年度	免除（減免）税額 円
第134条の6第 号 第46条 第1項 鳥取県税条例 第137条 第 号 に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第50条の10第1項 第137条の2第3号 第50条の16第1項 の規定により、自動車取得税 の課税免除（減免）について、上記のとおり申請します。 自 動 車 税			
年 月 日			

住 所 申請者 名 称 代表者の氏名 職 氏 名 様

第62号様式の4（第46条、第50条の10、第50条の16関係）

運 転 実 績 （ 計 画 ） 表

月 別	運 転 日 数	左の日数中、 第134条の6第号 条例第137条第号 第137条の2第3号 の用のため直接専用した日数	備 考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

計			=
---	--	--	---

第62号様式の5（第46条関係）

自動車取得税課税免除申請書（特定非営利活動法人）

納 税 義 務 者	住 所			
	代表者の氏名		電話番号	
	設立認証 年 月 日	年 月 日	設立登記 年 月 日	年 月 日
対 象 自 動 車	登録番号			
	登録年月日	年 月 日		
	定置場			
	無償譲渡 を行った もの	住 所		
		名称又は氏名		
使用目的				
課税免除税額	課税標準額	税 額		
		円	円	
<p>鳥取県税条例第134条の6第5号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第46条第1項の規定により、自動車取得税の課税免除について、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所 名 称 代表者の氏名</p>				

職 氏 名 様

第62号様式の6（第46条の2、第46条の12、第50条の11関係）

自動車取得税・自動車税課税免除（減免）決定通知書

納 税 義 務 者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
決 定 事 項	年 月 日付で申請のあった鳥取県税条例第 条第 号及び第 条第 号の規定に係る下記の自動車取得税又は自動車税の課税免除（減免）については、次のとおり決定する。				
承 認 す る も の	自動車登録番号	税 目	年 度	課 税 標 準 額	免除（減免）税額
		自動車取得税		円	円
		自 動 車 税		-	円
(注)適用の要件を欠くに至った場合には、課税免除（減免）を取り消す。					
承 認 し な い も の	自動車登録番号	理 由			
上記のとおり決定しましたので通知します。					
年 月 日					
氏 名 様					
職 氏 名 印					

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の7（第46条の3、第46条の14、第50条の13、第50条の19関係）

自動車税・自動車取得税課税免除（減免）決定取消通知書

年 月 日	
住所 氏名 (納税義務者)	様
	職 氏 名 印
年 月 日付で課税免除（減免）の承認をした下記自動車に対する自動車取得税又は自動車税については、下記の理由により取り消したので、通知します。	
登録番号	
取消しする期間	
取消しする税額	自動車取得税 円
	自動車税 円
取消しする理由	

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対

する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第62号様式の8その1（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免 申請書（身体障害者等本人運転分）
自動車税課税免除

身 体 障 害 者 等	住 所		電話番号		
	氏 名		生年月日	年 月 日	
	身 体 障 害 者 手 帳 戦 傷 病 者 手 帳 療 育 手 帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳番号	第	号	
		交付年月日	年 月 日		
		障 害 名	個 別 等 級		
		障害等級	障害の 程 度		
	運転免許証の付帯条件				
新 規 ・ 買 替 え の 別	1 新 規 2 買 替 え	(2の場合)現在課税免除を受けている自動車			
		登 録 番 号	処 分 方 法		
			抹 消 年 月 日 移 転 ・ 変 更 登 録 済		
対 象 自 動 車	登 録 番 号		主たる定置場		
	登 録 年 月 日	年 月 日	1 身体障害者等の住所に 同 じ		
	使 用 目 的		2 市 町 村		
減 免 税 額	自動車取得税	課 税 標 準 額	税 額		
		円	円		
課 税 免 除 税 額	自 動 車 税	年 税 額	税 額		
		円	円		
<p>鳥取県税条例 第134条の7第1号ア 第137条 第4号ア に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第46条の11第1項 第50条の10第1項 の規定により、自動車取得税の減免 自動車税の課税免除 について、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申 請 者 住 所 (納税義務者)氏名</p>					

職 氏 名 様

第62号様式の8その2（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免 申請書（身体障害者等 生計同一者運転分）
 自動車税課税免除 常時介護者運転分

身体障害者等	住 所		電話番号	
	氏 名		生年月日	年 月 日
	身体障害者手帳	手帳番号	第 号	
	戦傷病者手帳	交付年月日	年 月 日	
	療育手帳	障 害 名		個 別 等 級
	精神障害者保健福祉手帳	障害等級	障害の程度	
運 転 者	住 所		電話番号	
	氏 名		身体障害者等との続柄	
新規・買替えの別	1 新規 2 買替え	（2の場合）現在課税免除を受けている自動車		
		登録番号	処 分 方 法	
			抹 消 年 月 日 移転・変更 登録済	
対 象 自 動 車	登 録 番 号			主たる定置場
	登 録 年 月 日	年 月 日		1 身体障害者等の住所 に同じ
	使 用 目 的			2 市 町 村
減 免 税 額	自動車取得税	課 税 標 準 額	税 額	
		円	円	
課 税 免 除 税 額	自 動 車 税	年 税 額	税 額	
		円	円	
鳥取県税条例 第134条の7第1号イ又はウ 第137条 第4号イ又はウ に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第46条の11第1項 第50条の10第1項 の規定により、自動車取得税の減免 自動車税の課税免除 について、上記のとおり申請します。				
年 月 日 申 請 者 住 所 （納税義務者）氏名				

職 氏 名 様

第62号様式の9（第46条の11、第50条の10関係）

自動車税等に係る 生計同一 証明書交付願
常時介護

年 月 日

職 氏 名 様

（申請者）住 所
氏 名

下記1の自動車等は、専ら下記2の身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする
身体障害者等を常時介護する
下記3の者が運転するものであることを証明してください。

記

1 対象自動車等	（登録番号又は車両番号）		
2 身体障害者等	氏 名		
	住 所	電話番号	
3 運 転 者	氏 名	身体障害者 等との関係	
	住 所	電話番号	
	運転免許証の番号		
4 所有（使用）者	氏 名	身体障害者 等との関係	
	住 所	電話番号	
5 用途及び使用目的			
6 減免措置を受けた 自動車等の有無	有・無	（有の場合は、当該自動車等の登録番号又は車両番号）	
7 添 付 書 類 ～ は常時介護 者が運転する場合 のみ添付	住民票 身体障害者手帳等の写し 自動車検査証の写し 使用目的を証明する書類の写し 自動車等運行計画書 誓約書 有償介護の場合の契約書 その他（ ）		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

福祉事務所等の長 氏 名 印

第62号様式の10（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免 申請書（構造変更車）
自動車税課税免除

納税義務者 (申請者)	住 所	
	氏 名	
申請する自動車	登録番号	
	用 途	
	定 置 場	
申請する自動 車の内容	取 得 価 額	
	上記のうち改造 等に要した額	
	特 別 仕 様 (改造)の部分	
自動車取得税	減 免 税 額	円
自 動 車 税	免 除 税 額	円
<p>鳥取県税条例 第134条の7第2号又は第3号 第46条の11第1項 第137条 第5号 に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第50条の10第1項 の規定により、自動車取得税の減免 について、上記のとおり申請します。 自動車税の課税免除</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 申請者 氏 名</p> <p>職 氏 名 様</p>		

第63号様式の次に次の1様式を加える。

第63号様式の2（第47条、第49条関係）

納入免除
軽油引取税 申請書

還 付

申 請 金 額												円
内	年度	月別	納 入 年 月 日	法 第 1 4 4 条 の 3 1 の 規 定 に 該 当 す る 軽 油 の 数 量				同 左 に 対 す る 料 金 額	同 左 に よ る 税 額	既 に 納 入 し た 徴 収 金 の 総 額	免 除 額 又 は 還 付 額	摘 要
				第 1 項 該 当	第 4 項 該 当	第 5 項 該 当	計					
				立	立	立	立	円	円	円	円	
備 考												

上記のとおり鳥取県税条例第 条の規定により申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏名及び名称

職 氏 名 様

第64号様式の6その1から第64号様式の10までを次のように改める。

第64号様式の6その1から第64号様式の10まで 削除

第64号様式の12その2を次のように改める。

第64号様式の12その2 削除

第66号様式から第71号様式までを次のように改める。

第66号様式から第71号様式まで 削除

附 則

(施行期日)

- この規則は、地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第1条中第35条の3の次に2条を加える改正及び第2条中第53号様式の3の次に2様式を加える改正規定

は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。